

高校保育科の歩み

— その歴史と現状 —

愛知教育大学家政学教室 久世 妙子
愛知教育大学大学院研究生 大場 光子
愛知教育大学大学院 浅井 恭子

(昭和61年12月25日受理)

I はじめに

高等学校の保育科は、社会的には保母養成校としての役割をもち、多くの人材を育て、保育界に送りだしてきた。しかし、高校に保育科があり、保育者養成に貢献していることは、あまり知られていない。また、今日の高校保育科は、幼児数の減少等から、卒業生の保母就職への門戸が狭くなり、その存在意義が問われるようになってきた。

本研究は、高校保育科に焦点をあて、その歴史と現状について、文献資料及び高校保育科教員に対するアンケート調査結果から考察し、今後の方向を探ることを目的とした。

II 保母養成の歴史

(1) 児童福祉法制定前

保母は、第二次大戦後「児童福祉施行令」(昭23)で法定化される以前は、明確な規定がなされていなかったといえる。

明治時代、「保母」といえば現在の幼稚園教諭を含めた幼児教育に携わる者全体の名称であった。幼稚園保母を養成する機関は、明治11年に文部省が東京女子師範学校保母練習科を開設したが、これは翌年廃止され、再び明治29年復活している。この間、幼稚園保母の養成は必ずしも専門の養成機関によらず、幼稚園の現場で「保母見習生」として養成されることが多かった。「日本幼児保育史」¹⁾によれば、次の幼稚園で保母見習生の養成が行われたと記録されている。

① 鹿児島幼稚園(明12~明13)

② 大阪府立模範幼稚園(明13~明16)

③ 愛珠幼稚園(明14~明19)、明19以降は大
阪市より正式に保母伝習所として認可される。

④ 桜井女学校付属幼稚園(明17~明18)

保母に関する規定は、わが国最初の幼稚園に関する規程「幼稚園保育及び設備規程」にみられる。この規程は明治32年文部省令として制定されたが、翌33年には、その内容をほとんど変えることなく「小学校令施行規則」の中に取り入れられた。その中で保母については「幼稚園において幼児を保育する者を保母とす。保母は女子にして尋常小学校本科正教員または准教員たるべき資格を有する者または府県知事の免許をえたる者たるべし」とある。このように、明治期から大正期にかけては小学校教員に準ずる者として考えられている。

大正15年には「幼稚園令」が公布された。「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並施行上の注意事項」(文部省訓令)によれば、「……幼稚ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ応ジテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ、今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコト期セザルベカラズ……」とあり、幼稚園令では、これまで幼稚園が果たしてきた役割に加えて、現在の保育所が有しているような、父母共に労働に従事する家庭の幼児を長時間保育し、対象年齢も3歳未満でも入園できるようにした。また、保

母の資格については、「幼稚園令施行規則」の中に定めている。それをまとめると、保母は女子で保母免許状をもつ者であること。但し、特別の事情がある時は、保母免許状のない代用保母も認められる。さらに、保母免許状は保母検定に合格したものに与えられる。保母検定は尋常小学校本科正教員の試験検定に準じ、「修身、教育、保育、国語、算術、歴史、地理、理科、図工、手工、音楽、体操、裁縫」の13科目で行われた。他に「無試験検定」の場合があり、これには①小学校の本科正教員の免許状を有する者、②高等女学校卒業者とそれと同等の資格をもっている者で、幼稚園に一年以上代用保母として勤務した者、③専門学校入学資格を入学資格とする学校で、一年以上幼児の保育に適する教育を受けた者に適用された。

大正15年頃の保母養成学校は、多くは私立であり、修業年限も1年のものが多かったが、その卒業生が、上記③の適用をうけた。

このように、幼稚園令では当時の託児所をも含む幼児教育の機関を構想したのに対し、内務省関係者が、大正15年末に開かれた第1回全国児童保護事業大会で、「……幼稚園令に賛成するも、社会局に於ては別に法令を作製して、幼稚園にて救われざるものを社会局に於て面倒を見ようとする即ち託児所準則というようなものを作り度い。その内容には、性質、人、資格を保母に就て充分考慮しようと思つて居ります。……要するに保母に対し余り高い資格を要求することは、無理であつて現状に即しないものがあります。……」²⁾と述べているが、実際には託児所保母には特別な資格が要求されなかった。昭和13年には、「社会事業法」が制定され、「育児院、託児所其ノ他児童保護ヲ為ス事業」もその適用をうける(第1条)ことになるも、託児所保母の資格については、同法施行規則にも何ら規定されなかった。

(2) 児童福祉法制定以降

昭和22年、児童福祉法が制定され、保育所は児童福祉施設として明文化され、学校教育法による幼稚園とは区別されることになった。

保育所保母の資格は、昭和23年の児童福祉法施行令(13条)によって、①保母を養成する学校その他の施設卒業者と②保母試験合格者と規定された。

また、保母養成施設は児童福祉法施行規則39条2の規定により、厚生大臣の指定制となった。その条件は、①学校教育法による高等学校卒業生、もしくはそれと同等以上と認定された者を入学資格とすること。②修業年限は二年以上であること。③それは、厚生大臣の定める必修科目及び授業時数をもつこと。④保母の養成に対し、適当な建物及び設備をもつこと。⑤その学生定員は、100人以上とし、一学級につき50人以下であること。⑥専任の教員は、おおむね学生数40人について、1人以上おくこと。

昭和26年当時、保母養成所の指定を受けている学校は全国に26校、学生定員は、3,020人であった。しかし、従来から勤めていた無資格の保母は昭和23年から昭和25年まで行われた資格認定講習会を受講することにより、資格を取得した。また、保母養成校の充実が図られるまでということで、保母試験が実施され、それに合格した者に保母の資格を与えた。この制度は現在まで存続している。

その後、保母養成所は徐々に充実し、保母資格取得者が年々増加していった。保母資格取得者数の推移を見てみると表1のとおりである。保母養成所卒業による保母資格取得者の数は、昭和24年50人(総数の1.2%)であったのが、次第に総数に占める割合が増加してゆき、昭和39年では、2,779人(総数の40.6%)、昭和59年には38,996人(総数の90.8%)と増加が著しい。

表1 年度別保母資格取得者の推移 (人)

年度	種別	保母養成所			保母試験
		国庫補助施設	その他	計	
昭24	24	50		50	4,179
	27	365	158	523	7,485
	30	962	466	1,428	8,532
	33	1,146	1,003	2,149	4,215
	36	1,184	1,455	2,639	4,027
	39	1,254	1,525	2,779	4,058
	42	1,559	4,978	6,537	8,274
	45	2,000	15,892	17,892	9,475
	48	2,095	22,343	24,438	9,242
	51	2,858	32,979	35,837	14,359
	54	3,279	38,340	41,619	8,586
	57	3,279	39,148	42,427	5,129
	59	—	—	38,996	3,940

昭和37年、大学の教育課程に準じて資質の高い
 保母養成を図るため、教育課程の全面的改訂が行
 われた。その内容は、①学生の学習の受容消化力
 を考慮し、かつ、短大設置基準との調整を図り、
 教科目、単位数を35科目、73単位以上とした。②
 基礎的人格形成を重視し、一般教育科目を重視す
 るとともに、保育所及び収容施設における保母の
 職務の専門技術の差異に着目した選択的履習を可
 能にした。③総合実習科目を精選し、保育実習を

10単位とし、幼稚園教育実習4単位との繰入れを
 可能にした。

その結果、保母資格所要単位と幼稚園教諭2級
 免許状所要単位が近似したものとなり、短期大学
 等修業年限2年の保育者養成施設では、比較的容
 易に保母資格と幼稚園教諭2級免許状が取得でき
 るようになった。

それにより、短大等保母養成所が表2のように
 昭和40年代から増加しはじめた。

表2 保母養成所増加状況

()は公立と私立の割合を示す※

年度	種別	4年制大学			短期大学			各種学校・施設等			合計		
		公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
昭30		0(—)	0(—)	0	2(22)	7(78)	9	18(82)	4(18)	22	20(65)	11(35)	31
40		1(20)	4(80)	5	8(15)	46(85)	54	22(73)	8(27)	30	31(35)	58(65)	89
45		1(9)	10(91)	11	11(7)	138(93)	149	27(34)	52(66)	79	39(16)	200(84)	239
50		1(7)	13(93)	14	13(7)	174(93)	187	31(28)	80(72)	111	45(14)	267(86)	312
55		1(6)	16(94)	17	13(6)	189(94)	202	31(27)	82(73)	113	45(14)	287(86)	332

また、保母充足対策の一環として、保母を養成す
 る学校の在学学生に対し、昭和38年から、保母修学資
 金の貸与制が創設されるようになった。この貸与
 制は、二年間の期限内で1ヶ月三千円の貸与が定め
 られ、児童福祉法で規定される保育所、児童相談
 所、へき地保育所などにおいて、三ヶ年以上勤務
 した場合、貸与金返済が免除されることになった。

この頃の幼児教育界の動きを見てみると、昭和
 38年、文部省初等中等教育・厚生省児童局長連名
 通知「幼稚園と保育所との関係について」がださ
 れた。児童福祉法制定以来、幼稚園と保育所の管
 轄機関である文部省と厚生省の担当局長の共同通
 達が出されたのは、これが最初であった。

その内容は、幼稚園と保育所の性格、機能の違
 いと関係を明確にするものであった。また、保母
 資格の改善についても次のように言及している。
 「六、保育所における現職の保母試験合格保母につ
 いては、幼稚園教育要領を扱いうるよう現職教育
 を計画するとともに、将来、保母の資格等につい
 ては、検討を加え その改善を図るようにすること。」

この文部厚生両省の通知を受け、昭和39年「幼
 稚園教育要領が改訂された。改訂の要因は、小学
 校教育との関連を図りつつ、幼稚園教育の独自性
 を明らかにする必要があること。幼稚園と保育
 所との関係調整を図ることであった。

さらに、昭和40年、初めての保育所の保育に関
 する厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針」
 が刊行され、乳幼児の「福祉」の概念により積極
 的に「教育」を取り入れようとした。また、昭和
 41年全社協保母会が「保育所保育要領」を刊行し
 専門家である保母と家庭保育それぞれの機能の重
 要性が強調され、保育所保育内容について独自の
 見解を示した。

このような幼児教育界の動きを背景に、昭和45
 年9月、保母養成を高等教育として高めるため、中
 央児童福祉審議会及び全国保母養成協議会の要望
 を入れ、保母養成課程に関する児童家庭局長通知
 がだされた。主な改正点は①保母養成所に保育に
 関する専門的知識、技術等を担当する高等専門職
 業教育機関の性格をもたせ、その機能が十分に発
 揮できるように組織及び設備を整備すること。②教
 育課程について、福祉・心理・保健・保育等の専門
 系列化を進め、短大の修業過程と調整して保母資
 格取得単位を73から68に削減した。③第一部は、
 修業年限二年以上、第二部（夜間部）及び第三部
 （昼間定時制）は三年以上とした。④保育所保母
 と幼稚園教諭（二級）の同時養成を容易にした。

つぎに保母試験について述べる。保母試験によ
 る合格の決定や、その他保母試験に関する事は、都
 道府県知事の所管に属しているが、その管理に対

しては、知事が任命する十人以内の委員が当ることと児童福祉法施行令第13条に定められてた。そして、各都道府県は少なくとも一年に一回以上、保母試験を実施する。その受験資格は、高等学校卒業者とそれと同等以上の者を原則とするが、児童福祉施設において、三年以上児童の保護に従事していた者などにも認められている。このような受験資格や次にかかげる保母試験の科目などについては児童福祉法施行規則第40条～42条に示されている。

保母試験科目は、①社会福祉事業一般 ②児童福祉事業概論 ③児童心理学及び精神衛生 ④保健衛生学及び生理学 ⑤看護学及び実習 ⑥栄養学及び実習 ⑦保育理論 ⑧保育実習である。

なお、保母試験において、受験者の便宜を図って一部合格制を認め、現行では3年間にわたり一度合格した科目の受験免除の制度を設けている。

保母試験は比較的安易な方法であり、そして、その合格者は、多数保育所に就職しているが(図1)、昭和47年頃より養成所卒業者の保育所への就職が増加した。昭和33年、保母養成制度に関する陳情書「保母養成制度改善に関する陳情書」が、日本保育学会より文部省に提出されている。この内容の主なもの、保母の資質の向上、そして保母試験の高度化又は廃止についてであり、この問題は、現在もまだ課題となって残されている。

III 高校保育科の歴史

(1) 高校保育科の誕生

高校保育科は、昭和23年に改訂された「新制高等学校教科課程の解説書(文部省)」に、「学科」を廃止し、「課程」をおくことを述べ、「家庭」に関する課程として「保育課程・食物課程・被服課程」が例示された。このように高校保育科は、「家庭」の中の保育課程として位置づけられ出発した。

さらに昭和26年には、「産業教育振興法」が制定され、家庭科もこの適用を受けるようになり、高校保育科は、「保母養成」を目的とし、

図1 保育所保母に占める試験合格保母数

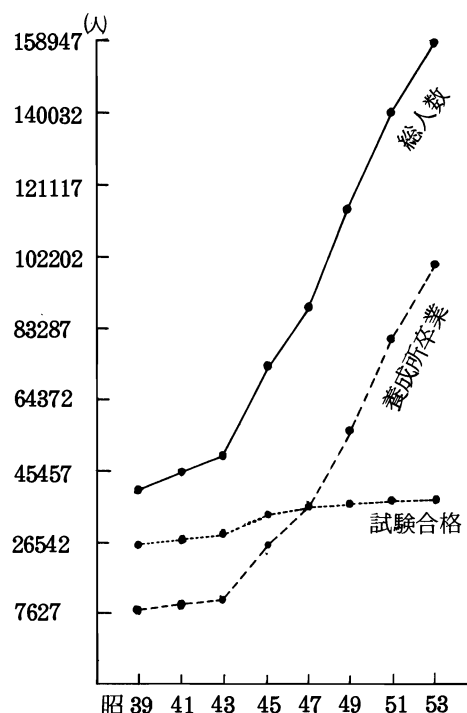


表3 全国保育科高等学校年度別設置状況一覧

年	印 公立高校								計
	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州		
昭25			・新潟中央 長岡大手				・福岡女子		3
29			・柏崎常盤	・亀山 ・明野					3
30					香川				1
32			済美女子				熊本信愛女		2
34	・郡山女子								1
38			・磐田北						1
39			東奥女子						1
40			関根学園 ・貴志川 ・南部	奈良白藤					4
41	柴田女子		加藤学園						2
42	光星学院	・鴻巣女子		洛陽女子	・河内				4
43			豊橋女子				佐賀女子 串木野女子		3
44			星城	福知山淑徳			向陽		3
45		前橋育英					・野田女子 加世田		3
46						・穴吹	熊本中央女子		2
47			・吉田				島原中央		2
48			静岡女子						1
49			・吉良		岡山女子				2
50				・日高			不知火女子		2
51	野辺地工 生活学園 紙園寺						久留米学園 九州文化学 加治木女子		6
52				・香寺			八女津		2
58							大分市城南		1
計	7	2	12	9	3	1	15		49

全国各地に新設されていった。(表3)

他方、IIでも述べたが戦後の保母養成は、児童

福祉法（昭和22年）が公布され、児童福祉法施行令（昭和23年）、児童福祉法施行規則（昭和23年）の中に「保母」及び「保母養成」について規定された。

しかし、高校保育科の生徒は、「児童福祉法施行令」第13条の1「厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者」に該当しない。なぜなら、高校保育科は、「児童福祉法施行規則」第39条第2号に定められるところの保母養成校としての認定を受けることはできないからである。しかし、特例として、高校保育科3年在学中に保母試験を受験する資格を得た。

保母試験受験資格については、児童福祉法施行規則第40条第3号に次のように規定されている。

①学校教育法による高等学校を卒業した者、又は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに該当する学校教育を修了した者を含む）もしくは、文部大臣が、これと同等以上の資格を有すると認定した者、②児童福祉施設において、三年以上児童の保護に従事していた者、③前各号にかかげる者の外厚生大臣が定める基準に従い、都道府県知事が適当な資格を有すると認定した者。

高校保育科の特例は、昭和40年7月28日付で各都道府県民生主管部長宛に、厚生省児童家庭局長より「保母試験受験資格の認定基準の取り扱いについて」の通知がなされた。その内容は、「学校教育法による高等学校の保育科第3学年に在学する者は、児童福祉法施行規則第40条第3号に規定するところによらないで、高等学校保育科第3学年の在学証明書により、保母試験受験資格を認定する」というもので、この年から特例措置を受けられるようになった。しかし、各都道府県によっては、この昭和40年以前に保母試験の高校保育科第3学年在学中の受験を許可していた。例えば岐阜県の済美女子高等学校の場合、その60年記念誌「済美六十年の歩み」によると、第1回保育科卒業生（昭和34年度卒業）が在学中に保母試験を受験していることが記録されている。

さて、高校保育科の教育課程は、昭和23年10月11日付文部省学校教育局長から都道府県知事宛の通達「新制高等学校教科課程の改訂について」に基

づいて、昭和26年7月「高等学校学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版」がなされ、家庭及び家庭技芸に関する科目、総時間数等が表4のように示された。前回とほとんど変わらない

表4 「家庭及び家庭技芸に関する科目」と総時間数等

（学習指導要領一般編 昭和26年改訂版による）

教科	科 目	総時間数（単位数）	学年別の例		
			第1学年	第2学年	第3学年
家庭	一般家庭	245(7) 490(14)	245(7)	245(7)	
	家族	70(2)			70(2)
	保育	70(2) 140(4)		70(2)	70(2)
	家庭	70(2) 140(4)			140(4)
	食被	175(5) 350(10)		175(5)	175(5)
家庭技芸	被服	175(5) 350(10)		175(5)	175(5)
	保育	210(6) ~ 525(15)	210(6)	~ 525(15)	
	実習	210(6) ~ 700(20)	210(6)	~ 700(20)	
	小児保健	140(4) ~ 350(10)	140(4)	~ 350(10)	
	小児栄養	105(3) ~ 175(5)	105(3)	~ 175(5)	
	栄養	105(3) ~ 350(10)	105(3)	~ 350(10)	
	食品	105(3) ~ 350(10)	105(3)	~ 350(10)	
	立理	105(3) ~ 350(10)	105(3)	~ 350(10)	
	調理	175(5) ~ 525(15)	175(5)	~ 525(15)	
	大食	105(3) ~ 525(15)	105(3)	~ 525(15)	
	物	105(3) ~ 350(10)	105(3)	~ 350(10)	
	被服	105(3) ~ 525(15)	105(3)	~ 525(15)	
	被服	70(2) ~ 350(10)	70(2)	~ 350(10)	
	色彩	70(2) ~ 210(6)	70(2)	~ 210(6)	
	意匠	70(2) ~ 420(12)	70(2)	~ 420(12)	
	仕立	210(6) ~ 735(21)	210(6)	~ 735(21)	
	手芸	105(3) ~ 525(15)	105(3)	~ 525(15)	
被服	70(2) ~ 115(5)	70(2)	~ 105(5)		
家庭技芸に関するその他の科目					

（注）昭和26年改訂版には「学年別の例第1学年」に「被服 175(5)」が記入されてあるが、同23年10月11日付文部省学校教育局長から都道府県知事宛の通達「新制高等学校教科課程の改訂について」に基づいて訂正した。

が、「一般家庭」のほかに、「家庭」の中のお他科目を履習し、定められた単位数以上を学習しようとする時、「家庭技芸」の科目から選択履習できることになった。

(2) 保育科の変遷

昭和25年4月、中部地区に新潟中央高等学校、長岡大手高等学校が、そして九州地区に福岡女子高等学校が、全国に先がけ保育科を設置した。その後、次々と高校保育科が全国に設置されていった。（前出・表3）

年代を追ってみてゆくと、

1) 昭和20年代

昭和25年、3校の高校保育科が誕生して以来、昭和29年に新たに3校の保育科が誕生した。

この20年代は、「児童憲章」（昭和26年）が制定されるなど、いわゆる「児童ブーム」であった。しかし、要保護児童は昭和28年に260,000人、要保育児童は92,000人と、全国に福祉措置を必要とする子供が多くみられた。

その社会的要請に応え、保育所が増加し、20年代の保育所の増加率が、他の年代に比べると高いことが図2を見るわかる。

この頃、保育に対する認識は低く、専門性についての評価も低かった。

2) 昭和30年代

昭和30年代の高校保育科設置数は6校であり、保育所の昭和20年代の著しい増加から考えると、高校保育科は、需要とのバランスにおいて、急激な保育者需要に十分応えることはできなかった。(図3)

昭和32年、岐阜県にキリスト教系私立済美女子高校に保育科が設立されたが、この時の学院長・片桐孝氏の述懐にこの当時の保育に対する一般的な認識と保育者養成の先達としての責務を感じさせる次のような一文¹⁾がある。

「(前略) 済美学院は、昭和24年4月に高森台の校舎の一隅を活用して、済美幼稚園を開設いたしました。保育室は校舎を借用で間に合いますが保育者は岐阜県下に養成機関がないために、他県で勉強した先生を迎えねばなりません。保育所の開設においては、岐阜県は全国に先がけて行なわれたが、保育の養成機関は皆無でした。保育職に対する県民の認識は、子守りの代用ぐらいでした。無資格保育を採用して、低廉な経費で保育所を運営しようというまことに児童を無視した考えが横行しておりました。済美の建学の精神に基づき、名実ともに優れた保育者を養成して、岐阜県下の幼児教育の推進に寄与したいと念願して、保育科を開設することを表明いたしました。(後略)」

この一文が示すように、昭和23年児童福祉施行令で「保育」の資格について明確にされたにもかかわらず、10年後の32年にもまだ一般的には戦

図2 保育所の増加状況

(厚生省, 社会福祉施設調査による)

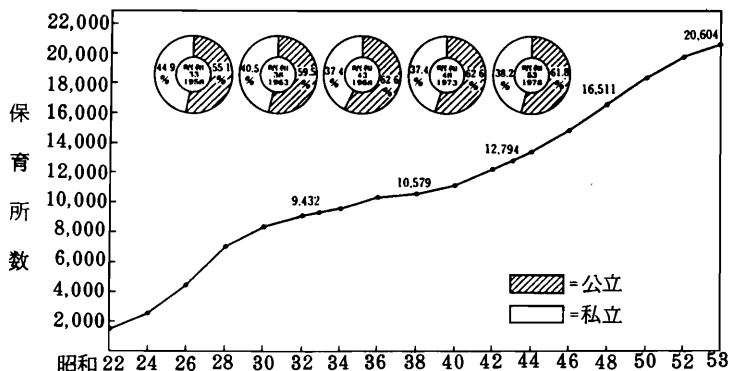
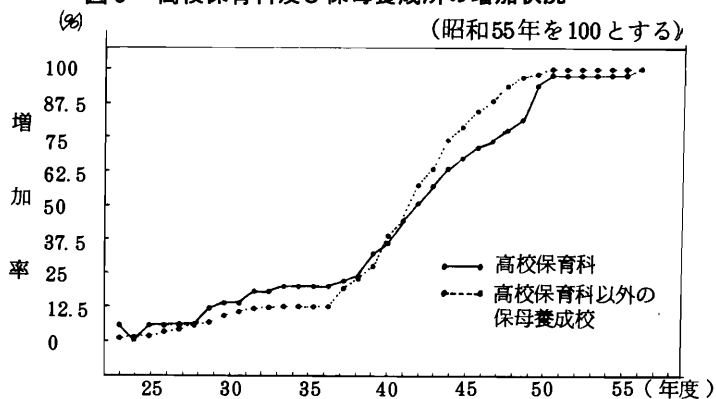


図3 高校保育科及び保育者養成所の増加状況

(昭和55年を100とする)



前の託児所保育のイメージがぬぐい去られていなかった。

このような現状の中で、次々と前述のような行政的な措置がなされ、要保護児童の増加、児童観の変化に伴い質の高い保育者の養成が求められたのである。しかし、実際には、保育者養成は、量質ともに、やや立ち遅れ気味であったことが、前記の文にもうかがうことができる。

3) 昭和40年代

昭和40年代の高校保育科の増加は著しく、毎年複数校が誕生した。これは、高度経済成長に伴い企業側の需要に応え、母親を含む婦人労働者が3倍増となり、社会的ニーズが高まったためと考えられる。この頃、「ポストの数ほど保育所を」という運動が起こる時代であり、いかに保育所ニーズが高かったかがうかがわれる。

しかし、これまで急激に増加してきた保育所は

昭和49年をピークに前年の増加数を下まわるようになり、保母の採用も抑えられるようになってきた。

また、高校保育科の生徒が、特例として受験することのできる保母試験の合格率は、その難度化により、年々合格率が低下している。そのため、保母資格取得者総数のうち、昭和26年に保母試験合格資格取得者数の割合が、95.9%であったのに、昭和40年に54.0%、昭和50年には26.4%と減少している。表5にその実態を示した。

高校保育科の場合も例外でなく、年々その合格率が低下し、しかも保育所への就職は、保母養成所卒業生が有利であり、高校保育科生徒の保母就職が困難になってきた。

表5 保母資格取得者中試験合格者推移

年度	種別	計	有資格		無資格
			養成所卒	試験合格	
昭35		31,495			
37		35,274			
39		39,431	7,627	25,371	6,433
41		44,940	9,436	27,736 1,259	6,509
43		50,544	11,640	30,238 1,339	7,327
45		72,832	25,944	37,224 1,605	8,059
47		91,238	40,360	39,913 2,018	8,947
49		114,636	55,856	43,970 2,143	12,667
51		138,638	76,032	47,115 3,243	12,248
53		158,947	99,437	48,026 2,854	8,630
58		180,497	133,177	41,936	2,772

4) 昭和50年代

保母養成の増加が徐々に抑えられている中、昭和51年、これまで最高の高校保育科6校が設立された。しかし、翌年2校設立された後、しばらくの間高校保育科は設立されず、昭和58年に1校設立されたに停まった。

昭和49年頃のピークを境に、高校保育科も幼児数の減少(表6)に伴い、保母就職率の低下及び保母試験合格率の低下等、問題を抱え、その存在意義さえも問われるようになってきた。

表6 学齢前児童数と要保育児童数の推移

(各年度5月1日現在)

年度	区分	学齢前児童数	要保育児童数	保育所定員数
53		202,456人	31,992人	26,998人
54		193,521	32,376	28,847
55		183,566	31,839	30,202
56		174,013	31,877	31,972
57		166,973	31,519	32,672

昭和57年8月、全国高等学校長協会家庭部会・全国保育科高等学校長会より陳情書「高等学校保育科の育成・援助に関する件」がだされた。その内容は、①高等学校保育科在学生に対する優遇措置を引続き維持する件、②高等学校保育科を育成するための積極的・具体的な施策を講ずる件、である。特に②については、高等学校保育科の保母者養成機関としての明確な位置づけを求めている。

現在もこの陳情書のような課題が残されている。

5) 昭和60年代

すでに昭和54年、河内高校がコース制となり、昭和60年に生活学園高校保育科、穴吹高校保育科が募集停止となり、昭和61年に加藤学園高校保育科が続いて募集停止となった。

今後この3校に続き、さらに募集停止となる保育科が増加するものと予想される。

IV 高校保育科の現状

昭和61年10月現在、保育科を設置している高等学校は、全国に45校(公立16、私立29)である。この45校の将来は、その歴史的経過からみて決して明るいものとは言えず、従来の教育目的・教育内容では今後ますます存在意義を失うものと思われる。そこで、今日の保育科の現状を、高校保育科教師へのアンケート調査を実施することにより明らかにし、問題を探るため調査を実施した。

(1) 調査方法

日時 昭和61年10月

調査対象 全国高校保育科49校保育科主任教員

調査内容 ①保育科の教育目的 ②生徒の入学動機 ③生徒の資質 ④保母資格試験受験状況及び結果 ⑤進路 ⑥教員及び教育課程 ⑦今後のあり方

回収率 33校, 67.3%

表7 高校保育科の教育目的

	公立(15校)		私立(18校)		計(33校)		%	
	1位	2位	1位	2位	1位	2位	1位	2位
1. 保育者養成	校 9	校 5	校 6	校 6	校 15	校 11	% 45.5	% 33.3
2. 教養を高める	1	2	2	5	3	7	9.1	21.2
3. 人格形成	5	5	7	4	12	9	36.4	27.3
4. 母親になるための教育	—	3	3	3	3	6	9.1	18.2
5. その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 結果及び考察

表7のように、重要だと思う保育科の教育目的は、本来の目的である「保育者養成」を1位にあげた学校が45.5%続いて「人格形成」を1位にあげた高校が36.4%であった。保母として就職できない状況にあっても、なお保育者養成を目指している。人格形成に力を注がれているのは、保育者養成を通して人格形成をねらうところに新しい教育目的を求めようとしているための表れと思われた。

しかし、高校に入学してくる生徒の資質は決して楽観的なものではない。表8の生徒の入学動機を見ると、「保母になりたい」が97.0%、「子供が好き」87.8%、「成績で割り振られた」63.6%と、保母さんになりたいという目的意識をもって入学して来る一方で成績が伴わないために他科に入学できないコンプレックスも持っている。

さらに、表9をみると、生徒に欠ける資質に「学力」72.7%、「社会的な常識」66.7%、「指導力」60.6%、「忍耐力」57.6%、「学習意欲」51.5%があげられ、質の高い保母として育てたくても、生徒の基本的能力（指導を受けいれ理解する力など）が欠けていることが認められる。しかし、その性格すなわち思いやり、あたたかみに欠けていると答える高校はわずか6.1%であり、保育科生徒の好ましい性格傾向をうかがうことができる。だが、表8で「保母になりたい」動機で入学してきた生徒であったはずが、入学後「目的意識がない」と指摘する高校が30.3%あり、これは高校保育科在学中に目的を失っていく者がいるためと考えられた。目的を失う大きな要因として、保母試験を受験するための授業内容についていけないことと就職の困難なことが原因ではないかと考えられる。

表8 生徒の入学動機（多い方から3つ選択）

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
1. 良い母親になりたい	1校	3校	4校	12.1%
2. ピアノ・美術が得意	1	2	3	9.1
3. 成績で割り振り	12	9	21	63.6
4. 子供が好き	12	17	29	87.8
5. 保母になりたい	14	18	32	97.0
6. 裁縫・調理が苦手	2	—	2	6.1
7. 地元の高校に入りたい	2	—	2	6.1
8. その他	1	3	4	12.1

表9 生徒の資質に欠けるもの（複数回答）

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
1. 社会的な常識	13校	9校	22校	66.7%
2. 学力	10	14	24	72.7
3. 学習意欲	6	11	17	51.5
4. 目的意識	4	6	10	30.3
5. 健康	—	1	1	3.0
6. 思いやり、あたたかみ	1	1	2	6.1
7. 奉仕精神	2	5	7	21.2
8. 行動力	5	5	10	30.3
9. 忍耐力	9	10	19	57.6
10. 指導力	8	12	20	60.6

表10・11・12は、保母試験についてである。

表10は、保母試験を受験しているかという問いであるが、「受験していない」という回答をよせている学校が3校ある。この3校のうちの2校は短大との一貫教育で、そのまま進学させるために受験をしていない。残り1校は、受験に対応できずに止むなく受験していない。

表11は保母試験受験結果である。この結果から、半数以上の高校が合格率20.0%未満であり、保育科の目的である保母養成が実現できない状態にある。また、合格率0%という高校が9校あり、今後の高校保育科の行くえに不安を感じさせる。ただ、一校であるが合格率92.5%の高校がある。

表12は最近の保母試験合格率の傾向である。全体の合格傾向は減少気味であり、ここにおいては保母を養成する目的の高校保育科は、存在意義を失いつつあるといえる。

表13は卒業後の進路状況である。保母として就職する者は全体の8.8%、幼児教育の短大・大学に進学する者は47.0%であり、約半数の者が保母として従事するか、もしくは保母を目指す方向に進んでいる。高校卒業後すぐに保母として就職することはなくても、その後も目的を達する努力がされるということは、進学のための準備教育という高校保育科のあり方が示唆されていると思われる。

教育課程に関する問いの結果は表14のとおりである。保育科専門科目の単位数は69.7%の高校が35単位から40単位であり、力が注がれている。また、個々の高校の教育課程をみてゆくと、バラエティに富み、各校試行錯誤の努力が払われており、現状の生徒への対応等、独自の特色をだそうとしているように感じられる。

最後に高校保育科の今後のあり方についての問いに対し、「人格形成」「進学指導」「保母養成」であると答えている。今までの保母養成重視主義から、人柄を育て、広く人格形成を図るということであろうか。(表15)

当初の目的である保母養成が困難になってきた現在、今後は保母養成に執着するのではなく、それに代わる新しい特色をだすことが、高校保育科関係者の課題

表10 昨年度の受験校

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
1. 受験者あり	15校	15校	30校	90.9
2. 受験者なし	—	1	1	3.0
3. 大学・短大との一貫教育	—	2	2	6.1

表11 合格率分布

	公立(15校)	私立(15校)	計(30校)	%
1. 0.0%	4校	5校	9校	27.3
2. 0.1%～10.0%	1	—	1	3.0
3. 10.1%～20.0%	2	6	8	24.2
4. 20.1%～30.0%	3	1	4	12.1
5. 30.1%～40.0%	2	1	3	9.1
6. 40.1%～50.0%	1	2	3	9.1
7. 50.1%～60.0%	—	—	—	—
8. 60.1%～70.0%	1	—	1	3.0
9. 70.1%～80.0%	—	—	—	—
10. 80.1%～90.0%	—	—	—	—
11. 90.1%～100.0%	1	—	1	3.0

表12 過去5年間の合格率の傾向

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
1. 上昇傾向	4校	2校	6校	18.2
2. 停滞傾向	3	5	8	24.2
3. 減少傾向	8	8	16	48.5
4. 過去受験者なし	—	2	2	6.1
5. N・A	—	1	1	3.0

表13 卒業後の進路(保育関係のみ)

		公立(15校) (580人)	私立(18校) (717人)	計(33校) (1,297人)
専門職への就職	公立保育園	0.9%	0.3%	0.5%
	私立保育園	6.7	7.0	6.9
	公立児童福祉施設	—	—	—
	私立児童福祉施設	1.6	0.7	1.1
	学童保育所	—	—	—
	その他	0.3	0.1	0.2
	不明	0.2	—	0.08
幼児教育関係への進学	大学	1.0	5.2	3.3
	短大	34.8	40.7	38.1
	専門学校	3.4	7.4	5.6
		9.7%	8.1%	8.8%

表14 専門科目最低単位数

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
30単位	1校	1校	2校	6.0
35～40単位	10	13	23	69.7
40単位以上	3	3	6	18.2
その他	1	1	2	6.0

表15 今後の高校保育科のあり方（複数回答）

	公立(15校)	私立(18校)	計(33校)	%
1. 進学指導に重点	8 校	7 校	15 校	45.5%
2. 他の技術・能力の開発	3	3	6	18.2
3. 人間形成	8	10	18	54.5
4. 保母養成	7	7	14	42.4
5. その他	2	—	2	6.1

V ま と め

高校保育科の現状と問題点を明らかにするために、高校保育科発展経過に関する文献調査及び現状に関するアンケート調査を行なった。

(A) 高校保育科は、戦後の婦人労働者の増加に伴う保育所増設要求に応え、昭和25年に初めて3校設立された。その後、着実に高校保育科は増加し昭和40年代以降、毎年複数校が誕生した。しかし、昭和53年以降、ほとんど増設がなく、昭和58年に最後の保育科が開設して以来設置されていない。

現在は保育科の募集停止校を除くと、全国に45校高校保育科が設置されている。

高校保育科は厚生省の認定する保母養成所に該当しないが、保母試験を高校保育科第3学年在学中に受験できるという特例を受け、保母試験を受験、合格の結果保母資格を得ている。しかし、高校卒業後2年以上の修業年限を有する保母養成機関としての保母養成所が充実し、増加するに従い高校保育科の存在意義が問われるようになった。そこで全国高等学校長協会家庭部会及び全国保育科高等学校長会より陳情書「高等学校保育科の育成・援助に関する件」が提出され、高校保育科のあり方の検討を要請し、現在も課題となっている。

(B) 全国高校保育科49校の保育科主任へのアンケートによれば、各高校保育科は、入学してくる生徒の質の多様化・低下にもかかわらず、独自のカリキュラムを考案するなど多大な努力が払われていることがわかった。また、生徒の能力不足により、保母試験の合格が困難であるものの、保育関係短大・大学への進学で本来の目的を果たそうとしている。

高校保育科は、保母を目指す生徒の意欲を損うことなく、人格形成に力を注ぎ、進学への準備教

である。

昭和61年度の臨時教育審議会ならびに広く教育界で「高校家庭科の在り方」が論議されている現在、家庭科としての保育科はどうあったらよいかを、原点に立ち戻って考えることも必要であろう。

育として、今日その存在意義を求めていると考えられる。しかし、それだけでは魅力に乏しく、保母養成に代わる存在意義・特色をだすことが必要である。この点が今後の大きな課題である。

最後に、アンケート調査に御協力いただきました全国高校保育科の主任先生に深く感謝いたします。

引用・参考文献

- 1) 日本保育学会「日本幼児保育史第二巻」フレーベル館
- 2) 岡田正章「日本の保育制度」フレーベル館 P P 43 - 44
- 3) 済美女子高等学校「済美60年の歩み」創立60周年記念誌編集委員会 P P 175 - 176
- 4) 小川正通「世界の幼児教育」明治図書
- 5) 日本保育学会「日本幼児保育史三巻～六巻」フレーベル巻
- 6) 日本保育学会「幼児とおけいごとと保育学年報 1986年」フレーベル館
- 7) 津守真・久保いく・本田和子「幼稚園の歴史」恒星社厚生閣
- 8) 古木弘造編「幼児教育の基礎」黎明書房
- 9) 全国私立保育園連盟「保育所問題資料集 No.4・38年版」全国私立保育園連盟
- 10) 児童福祉法研究会「児童福祉法研究会議・児童福祉法成立資料集成上巻」ドメス社
- 11) 岡田正章・平井信義「保育学大事典・第3巻」第一法規
- 12) 東京保育専門学校五十年史編集委員会「東京保育専門学校五十年史」聖心学園